第十八条

1　各締約国は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、自国の利用可能な資源の範囲内で、協力活動への参加のための自国の費用について責任を負う。

2　両締約国がこの協定又は協力活動の実施に関連する参加のための費用を分担することを決定する場合には、当該費用は、両締約国が相互に別段の決定を行うときを除くほか、比例の原則を考慮して衡平の原則に基づいて分担する。

第十九条

1　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国及び適用可能な場合には派遣国の外国為替に関する法令の適用を受ける。

2　訪問部隊の構成員又は文民構成員の租税（この協定の他の規定に定める租税を除く。）を納付する義務は、両締約国の関係法令及び当該租税に関係する両締約国間の協定（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための両締約国間の協定を含む。）により規律される。

第二十条

1　両締約国は、環境、文化遺産並びに人の健康及び安全の保護に適合する方法によりこの協定を実施する。

2　両締約国は、いずれかの締約国の要請により、接受国において環境、文化遺産又は人の健康及び安全に影響を及ぼし得る問題について協議し、及び適当な情報を交換する。

3　派遣国は、接受国の法令を考慮して、第二十七条の規定に基づいて設置される合同委員会を通じた両締約国間における協議の後、環境、文化遺産又は人の健康及び安全に対する損害又は損害のおそれに対処するための適当な措置を接受国と協力して速やかにとる。

第二十一条

1　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、派遣国の法令に従って派遣国の国家的な指揮及び全般的な管理の下に常に置かれるものとする。

2　この条の規定に従うことを条件として、

(a)　派遣国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、派遣国の法令によって与えられた全ての刑事裁判権を接受国内で行使する権利を有し、及び懲戒の裁判権に関する専属的な権限を有する。

(b)　接受国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、接受国内で犯す罪であって接受国の法令によって罰することができるものについて刑事裁判権を有する。

3　(a)　派遣国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、派遣国の法令によって罰することができる罪であって接受国の法令によっては罰することができないもの（派遣国の安全に関する罪を含む。）について専属的裁判権を行使する権利を有する。

(b)　接受国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、接受国の法令によって罰することができる罪であって派遣国の法令によっては罰することができないもの（接受国の安全に関する罪を含む。）について専属的裁判権を行使する権利を有する。

(c)　この3及び4の規定の適用上、締約国の安全に関する罪には、次のものを含む。

(i)　当該締約国に対する反逆

(ii)　妨害行為（サボタージュ）、諜報行為又は当該締約国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反

4　裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定を適用する。

(a)　派遣国の当局は、次の罪については、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i)　専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪又は専ら他の訪問部隊の構成員若しくは文民構成員の身体若しくは財産のみに対する罪

(ii)　公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

その他の罪については、接受国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(b)　裁判権を行使する第一次の権利を有する締約国は、裁判権を行使しないことを決定したときは、できる限り速やかに他方の締約国の当局に通報する。

(c)　裁判権を行使する第一次の権利を有する締約国の当局は、他方の締約国が当該権利の放棄を特に重要であると認める場合において、当該他方の締約国の当局から要請があったときは、当該要請に対して好意的な考慮を払う。

5　(a)　両締約国の当局は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕及び2から4までの規定に従って裁判権を行使すべき当局へのこれらの者の引渡しについて相互に援助する。

(b)　(a)の規定に関し、一方の締約国が(a)に規定する援助を拒否しようとする場合には、当該一方の締約国は、当該援助を提供することができるかどうかについて検討するために他方の締約国と直ちに協議する。

(c)　接受国の当局は、派遣国の当局に対し、訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕を速やかに通報する。

6　(a)　両締約国の当局は、訪問部隊の構成員又は文民構成員が犯したとされる罪についての全ての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、可能な限り相互に援助する。ただし、当該物件の引渡しは、引渡しを行う当局が定める期間内に還付されることを条件として行うことができるものとする。

(b)　(a)の規定に関し、一方の締約国が(a)に規定する援助を拒否しようとする場合には、当該一方の締約国は、当該援助を提供することができるかどうかについて検討するために他方の締約国と直ちに協議する。

(c)　両締約国の当局は、裁判権を行使する権利が競合する全ての事件の処理について相互に通報する。

7　被告人がこの条の規定に従って一方の締約国の当局により裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の締約国の当局は、同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。この7の規定は、派遣国の当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員を、その者が接受国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる規律の違反について、裁判することを妨げるものではない。

8　訪問部隊の構成員又は文民構成員は、接受国の裁判権に基づいて訴追される場合には、いつでも、次の権利を有する。

(a)　遅滞なく迅速な裁判を受ける権利

(b)　防御を準備するための合理的な時間を確保するため公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利

(c)　自己に不利な証人と対決する権利

(d)　自己の防御のために証拠を提出する権利及び証人が接受国の管轄内にいるときは強制的手続により当該証人を求める権利

(e)　自己の防御のために自己の選択する弁護人を持つ権利又は接受国において通常行われている条件に基づき費用を要することなく若しくは費用の補助を受けて弁護人を持つ権利